

2016年12月7日

龍谷大学大学院社会学研究科長
清水隆則 殿

審査委員会

委員長 社会学研究科教授 青木恵理子 

委員 社会学研究科教授 工藤保則 

委員 社会学研究科非常勤講師 亀山佳明 

博士課程によらない者の博士学位授与申請審査委員会による審査結果報告

1. 審査対象および審査経過と結果

学位申請論文提出者

野村洋平（龍谷大学大学院社会学研究科科目等履修生）

学位申請論文タイトル

主題：いじめ研究およびいじめ現象諸相の分析

副題：ルネ・ジラルールを中心としたいじめ現象理解の再評価と展開を通して

審査経過と結果

本年度の本研究科科目等履修生である野村洋平氏（2008年3月本研究科社会学専攻単位取得の上満期退学）より、2016年9月23日付で、上記の学位授与申請論文の提出があった。「龍谷大学大学院社会学研究科における博士課程によらない者の博士学位の授与に関する内規」の定めるところに従い、2016年11月2日に、学力の確認および博士論文審査のための最終試験（公開）を行った。最終試験終了後、本審査委員会を開催し、学識などにかかる書類審査に続いて、受理審査委員会より指摘された論文の改善点に関して適切な改善がなされているかどうか、また博士課程によらない博士学位授与申請論文に要求される水準に達しているかどうか、などの課題について評価を行った。その結果、本審査委員会は、野村洋平氏への学位授与を可とするとの合意に達した。

2. 学位請求までの経緯および学力の確認

野村洋平氏は、2001年4月に龍谷大学大学院社会学研究科社会学専攻修士課程に入学、2004年3月に同終了。同年4月同博士後期課程に入学、2008年3月に単位取得満期退学。この間、英語文献研究と仏語文献研究の単位を取得。指導教員である亀山佳明の担当する博士後期課程・特殊演習12単位を修得し、「龍谷大学大学院社会学研究科研究指導要綱（内規）」に定める学力を修得した。その後、2008年4月より3年間同研究科研究生、2011年4月から現在に至るまで同科目等履修生となっている。博士後期課程と研究生期間には、亀山佳明を主指導、原田達、工藤保則を副指導とし、科目等履修生の間には、2011年度から2015年度は亀山佳明を、2016年度は青木恵理子を主指導として学位論文執筆に励み、2016年4月に学位請求予定論文（草稿）を提出。同6月22日に同草稿の発表、7月13日に受理審査に合格した。審査委員会より要求された修正を行い、9月23日に本論文の提出に至った。

2004年には、修士論文「無垢とは何か」を完成させる。2016年までに論文5本を『龍谷大学社会学部紀要』などに発表、そのうち2006年には論文「新しい「無垢」概念の形成に向けて－エマニュエル・レヴィナスとフランツ・カフカ思想による子どもの再発見－」が学術誌『ソシオロジ』（査読あり）に掲載された。そのほかに調査報告書4点がある。学会報告については、2004年関西社会学会での発表を含め、日本教育社会学会、日本社会学会、などにおいて9回にわたる発表を行っている。さらに、2008年より現在にいたるまでに、龍谷大学社会学部、京都学園大学、大谷大学、同志社大学などで、「子どもの社会学」「教育社会学」などの非常勤講師を務めてきている。

以上の点から、野村洋平氏は、学位申請のために必要とされる学力を満たしていると判断することができる。

3. 論文の審査

構成と概要

論文の構成は以下の通りである。

序論 本論文の目的・方法・構成

第1章 「いじめ事件」をめぐる経過と研究課題の整理

第2章 ルネ・ジラルルの諸理論といじめ問題

第3章 ジラルル理論による大津いじめ事件の分析

第4章 ネットいじめの深層

第5章 「受難」としてのいじめ

第6章 「無垢」概念によるいじめの苦悩の可能性

結論 まとめ・意義・課題

概要は以下の通りである。

序論では、まず、いじめ (bullying) 問題についての分析を「日本」の「後期近代社会」における学校に限定し、①いじめ現象の原因とその社会的背景、②いじめの過程と暴力の特徴、③被害者の置かれた立場をどう捉えどう救済するのか、の三点を主に明らかにするという目的が述べられる。これらを達成するために、R. K. マートンが提示した、「範例 (paradigm)」という概念に基づく「中範囲の理論 (middle-range theories)」を方法として取り入れる。範例を活かし、調査 (データ) と理論 (ジラール理論) との間で相互作用が行なわれることにより、社会的現象についての考察を深めていくことが、中範囲の理論である。上記の目的と方法に沿って、構成が組まれている。

第 1 章では、範例を中心にして事件・データ・研究を整理し、それらがどう関係するのか、検討すべき概念や問題点を指摘する。いじめ現象は、学校 (学級) で生じる病として社会問題化されてきた。頻発する事件を受け、文部科学省 (旧文部省) はいじめの実態を調査するに至った。一方で、多分野からいじめ研究がなされてきたが、子どもたちをいじめに駆り立てる背景や原因は何か、を一貫した視点から説明する研究は稀少である。また、データと理論との相互作用を行なう研究も、現在では数少ない。こうした研究状況の中で、本論文ではルネ・ジラルールの理論をいじめ研究に導入した、赤坂憲雄と亀山佳明の両研究を、いじめ現象を事前から事後まで一貫して説明できる視点を提起し、いじめがなぜ生まれるかを説明しているという点において評価する。

第 2 章では、調査 (データ) の分析と体系化に資するとして、ジラルールの理論を要約している。彼の議論のうちで「いじめ問題」の解明に役立つのは、「欲望の模倣論」、「暴力論および供犠論」、「キリスト教論と救済論」の三つである。「欲望の模倣論」(別名「三角形的欲望論」)とは、媒介者 (M) が向ける対象 (O) への欲望を、主体 (S) が模倣するという三角形的仕組みのことである。この仕組みでは、主体と媒介者との間に嫉妬や羨望などの潜在的暴力が生起しやすい。その生起の仕組みを取り扱ったのが、「暴力論・供犠論」である。共同体内の「相互暴力」(緊張、怨恨、敵対)を解消するために、「満場一致」のうで犠牲者に対して「集合暴力」を行使する。これによって共同体に秩序が回復される。これに対して、暴力 (供犠) の悪循環を克服する方策として「キリスト教論と救済論」が展開される。集合暴力を隠蔽・消去する共同体の欺瞞を、キリストの「受難劇」は犠牲者の側から明らかにする。彼の告発はあらゆる供犠を無効にする結果をもたらす。

第 3 章では、「大津いじめ自殺事件」(2011 年) をデータとして、ジラール理論の説明理論としての有効性が試される。新聞記事、報告書、ルポルタージュを詳細に分析することにより、事件経過に「いじめの過程」が明確に表現されていることが示される。現実の事例が理論の有効性を証左するとともに、理論を通していじめを生起させる要因が浮かび上がる。クラスのアノミー状態、潜在的暴力から集合暴力へと向う力動的過程、集合暴力の激化、少年の自殺後の新たなスケープゴートの選出、という流れがそうである。また一方で、整理・体系化されるデータを超えて、注目すべき問題点が明らかとなる。少年の自殺といじめとの

関連を歪曲・隠蔽しようとした教育委員会等の動き、犠牲者を擁護する声の高まり、また、全く事件と関係のない一般市民を巻き込み、事を荒げようとする匿名の暴力、こうした新たな課題が浮上してくる。

第4章では、近年注目を集める「ネットいじめ」が取り上げられる。ネットいじめはいまだ十分な研究がなされていない。ここではネットいじめの範例が三つに類型化される。後期近代社会のネット空間では「現実環境と擬似環境」(W. リップマン) との間の乖離が拡大化されるために、人間関係上の不安が増大する。さらに、そこでは、擬似環境を利用しながら現実環境に適応するオタクという「社会的性格」(D. リースマン) が生み出される。彼らの間では「ルサンチマン」(M. シェーラー) という感情が肥大化する。というのは、差異を消失した人々の間では、欲望の模倣が頻繁となり、主体と媒介者とが重なりあう「二重媒介」(R. ジラール) の状況が生じる。それに伴って、双方が差異を主張し合うために攻撃性が増し、自己の内部に「ルサンチマン」として蓄積されるからである。こうしたルサンチマンは「道徳的な理由」を捏造(「価値転倒」)し、集合暴力として解消されずにはいない。ここに、われわれはネットいじめの根源的な原因を見ている。ジラール理論のうちに社会学の諸概念を取り込み、理論の修正を図ることによって、ネットいじめの分析が可能となる。

第5章では、現在まで注目されなかった川崎における自殺事例(2010年6月)が検討される。被害者である少年は遺書に「友人を救えなかった」という文言を遺していた。われわれはこの文言に注目し、ジラール理論中の「キリスト教論と救済論」の適用を試みる。それによると、彼はキリストと同じく供儀の被害者であるとともに、当の供儀を告発する者となる。そこにこそ、犠牲者とされる少年の苦悩の源泉を確かめることができる。いじめ事件史をみるなら、被害者の側の復讐を拒否する事例が散見されるが、川崎の少年の自殺においてもこの訴えが現われている。少年は、共同体内で供儀対象者(いじめの被害者)にされる恐れのある友人の身代りとなることによって、供儀(いじめ)を告発し、供儀の循環を停止させようとしたのである。少年の死は「受難」であったことが共同体に伝わっていく。

第6章では、被害者の苦痛を取り上げ、われわれは被害者とどのように向き合うことが可能か、が考察される。先の「受難」論では、共同体の秩序それ自体が集合暴力によって成り立つことを被害者が告発していた。しかし、そこにおいては、共同体から排除された被害者と共同体内の個々人がどのように対面し、その苦悩を理解するにいたるのかは明らかではない。そこで、ジラールの議論に代わって、E. レヴィナスの議論が導入される。レヴィナスの「他者」概念は、被害者の苦痛を感受し、その意味を理解するのに有効であると判断されるためである。彼の議論では、存在の根幹をなす「無垢」の有する「可傷性」を通して、被害者の特殊性が明示される。加害者の側が被害の経験(苦痛)を自己のうちに取り込み、同じ傷を負う無実の被害者として受け止めることで、彼を保護する側に回ることが可能となる。

結論では、これまでのまとめを行なうとともに、本論文の意義が述べられる。ジラール理論がいまもって有効であることを再評価するとともに、さらに徹底していじめ現象に適用

することによって、いじめ現象の新たな側面を明らかにしたこと。ジラルの理論図式をデータや過去の研究に適用することにより、研究の体系性・一貫性を引き出したこと。この体系性と一貫性が、新たなデータの発見・解釈を可能とする理論図式の精密化を図ったこと。これらの点に大きな意義がある。一方で、今後取り組むべき課題として、次の三点が挙げられる。①量的データと質的データをいかに組み合わせるのか、それと理論図式をいかに適用させるのか、②事件後の事態をフォローし、その経過についてデータを蓄積することが必要である、③「いじめ」を克服する理論的、実践的な方途はいかにあるのか、である。

4. 論文の評価

まず、全体の評価から始めよう。概説において、目的・方法・構成が述べられる。これに従い、データの提示（第1章）、分析のための理論の紹介（第2章）、両者の相互作用による検証（第3章）が示される。ここまでの展開によって、目的の①と②がほぼ達成されている。さらにネットいじめ（第4章）と被害者の苦悩（第5章）という新たなデータの提示により、理論の修正と革新がはかられ、いじめの新たな局面が分析される。第6章において「他者」概念の提示により、一般的な被害者学の試みがなされる。第5章と第6章を介して、目的の③が論述される。こう見るならば、一貫した論理によって論文の構成がなされていることが明らかとなる。

次に、部分の評価に移ろう。第1章ではいじめの範例を基準にすることによって、いじめの変遷が捉えられる。さらにこの時代区分を使って、文化省の量的データの位置づけを行うとともに、これまでのいじめ研究のレビューがなされる。事例・時代区分・研究史の整理は社会的・時代的な背景を浮かび上がらせる結果をもたらす。この整理表はかつてないものであり、後続する研究にとって大きな手掛かりを与えるものになるはずである。

第2章と第3章について。先の第1章のデータ整理に続いて、これらを分析する用具となる理論的方法が第2章では提示される。ここでは、R. ジラルの議論がそれに当たる。ジラルの議論は多岐にわたるものであるが、氏は、それらを当面の課題である「いじめ現象」の分析にかかわる点に限定して要約・整理する。そして、この分析用具がいかに有効であるかを第3章で具体的な事件（「大津いじめ事件」）に適用して検証して見せる。確かに、「大津いじめ事件」は第三者調査委員会によって詳細な報告（データ）が公にされた。しかし、そのデータをいかに読み込むべきか、異論の分かれるところであった。先の分析用具によるなら、一貫した視点からの体系的な解釈が可能となる。いじめの過程とその背景が明らかとなる一方で、なお不明な点が浮き彫りになる。ここにデータと理論との相互作用という中範囲の試みの醍醐味が表れている。

第4章では現代日本を特徴づけられる「ネットいじめ」が取り上げられる。ここにおいても、ジラル理論が適用されるのであるが、そのみでは解釈しきれない。そこで氏は新たに「疑似環境論」（リップマン）、「社会的性格論」（リースマン）、「ルサンチマン論」（M. シェーラー）という諸概念を導入して、ジラルの理論を修正しようとする。この補

強された分析方法を使って「ネットいじめ」の分析が試みられるが、この試みは新たな知見を引き出すことに成功している。いまだ探求の手が及んでいない未知の領域を開拓しようとする、氏の果敢な意欲がここに示されているとあってよいであろう。

第5章においても、今までにない研究領域の開拓がもくろまれている。というのは、いじめの被害者である少年の残した遺書を通して、被害者の苦悩に接近しようとするからである。つまり、いじめの被害者学の試みとあってよいであろう。いじめ現象をジラールの言う供犠（集会的暴力）ととらえるのであれば、供犠は反復されざるを得ない。と同時に、被害者は共同体に秩序をもたらす者として聖化される。少年はこのメカニズムを告発するだけでなく、被害者の側からの復讐の断念をよびかけ、さらには迫害者たちの覚醒を促そうとする。遺書というデータをこのような方向から分析するために、氏はジラールの「キリストの受難論」を援用するのだが、この議論はジラール研究者の間でも従来から不評であった。この議論を新たに使用して見せることで、氏は理論を復活させたことになる。ここにおいて、新たなデータの掘り起こしがなされるだけでなく、理論の修正・改変が達成されていると評価できる。

第6章では、先の第5章との関連でジラール理論における他者（被害者）論の検討がなされる。迫害者である共同体の成員にいじめを止めさせるには、彼らに被害者と対面させる必要がある。他者である被害者にいかに向き合うべきなのか、を「他者論」の問題として設定する。第5章で導入されたジラールの受難論はその試みであったが、氏はその議論が個別な議論（相対的他者）にとどまっているとして、E. レヴィナスの「絶対的他者」の議論により一般的な議論にすることを試みる。しかしながら、この試みは興味深いものではあるが、評者には少し無理があると評価せざるを得ない。というのは、ジラールの言う被害者を共同体から排除することと、世界の外部に立つ「絶対的他者」とは異なる存在と思えるためである。従って、第5章と第6章との接合には幾分かのずれがあると思われる。

ここまで述べてきた、当論文評価をまとめると次のようになる。

- ①当初に掲げられた三つの目的はデータと理論との相互作用を介して説得的に達成されていること。
- ②データ・理論・検証という手続きが明示的になされており、当研究は以後のいじめ研究のモデルとなりうるだけでなく、研究の新たな方向性を提示することに成功していること。
- ③「ネットいじめ」「いじめの被害者学」という、新たな領域を開拓して見せており、研究の革新をもたらす独創性を有していると評価できること。
- ④結論部において自己評価とともに、今後の研究の展望を示していること。

以上、述べてきたことから明らかなように、本論文は博士学位申請論文として評価に値する内容を有する論文である、といえる。

5. 審査のまとめと結論

野村洋平氏は、学歴、研究業績、教育歴および博士申請論文に照らしてみるなら、論文博

士学位にふさわしい学識があり、また自立して研究を行う能力があるだけでなく、研究の蓄積と能力に基づいて「社会学」「文化社会学」「教育社会学」などの諸科目を大学において教授できる資格を有していると判断される。よって、本審査委員会は野村洋平氏への学位授与を全員一致で可とするものである。